

令和4年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（令和5年9月20日現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M002-00	313002720	支台築造（1歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（大臼歯））	5	新又は現点数／点数等	83.00	80.00	【令和5年10月診療分から適用】 令和5年8月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M002-00	313002820	支台築造（1歯につき）（間接法）（メタルコアを用いた場合（小臼歯・前歯））	5	新又は現点数／点数等	52.00	50.00	〃
M010-00	313010920	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（インレー（複雑なもの）））	5	新又は現点数／点数等	1151.00	1092.00	〃
M010-00	313011020	金属歯冠修復（1個につき）（14カラット金合金（4分の3冠））	5	新又は現点数／点数等	1438.00	1365.00	〃
M010-00	313011120	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数／点数等	372.00	370.00	〃
M010-00	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数／点数等	688.00	684.00	〃
M010-00	313011320	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数／点数等	866.00	861.00	〃
M010-00	313011420	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数／点数等	1089.00	1083.00	〃
M010-00	313011520	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数／点数等	253.00	252.00	〃
M010-00	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数／点数等	504.00	501.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011720	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（4分の3冠）））	5	新又は現点数/点数等	622.00	618.00	【令和5年10月診療分から適用】 令和5年8月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-00	313011820	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数/点数等	622.00	618.00	〃
M010-00	313011920	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	780.00	775.00	〃
M010-00	313012920	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大臼歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	24.00	23.00	〃
M010-00	313013020	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大臼歯（インレー（複雑なもの））））	5	新又は現点数/点数等	41.00	40.00	〃
M010-00	313013120	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大臼歯（5分の4冠）））	5	新又は現点数/点数等	53.00	51.00	〃
M010-00	313013220	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（大臼歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	65.00	63.00	〃
M010-00	313013320	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（インレー（単純なもの））））	5	新又は現点数/点数等	15.00	14.00	〃
M010-00	313013520	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（4分の3冠（乳歯を除く。））））	5	新又は現点数/点数等	37.00	36.00	〃
M010-00	313013620	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小臼歯・前歯・乳歯（5分の4冠（乳歯を除く。））））	5	新又は現点数/点数等	37.00	36.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313013720	金属歯冠修復（1個につき）（銀合金（小白歯・前歯・乳歯（全部金属冠）））	5	新又は現点数/点数等	48.00	46.00	【令和5年10月診療分から適用】 令和5年8月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M010-03	313037020	接着冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（前歯）	5	新又は現点数/点数等	622.00	618.00	〃
M010-03	313037120	接着冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（小白歯）	5	新又は現点数/点数等	622.00	618.00	〃
M010-03	313037220	接着冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（大白歯）	5	新又は現点数/点数等	866.00	861.00	〃
M010-03	313037320	接着冠（1歯につき）（銀合金）（前歯）	5	新又は現点数/点数等	37.00	36.00	〃
M010-03	313037420	接着冠（1歯につき）（銀合金）（小白歯）	5	新又は現点数/点数等	37.00	36.00	〃
M010-03	313037520	接着冠（1歯につき）（銀合金）（大白歯）	5	新又は現点数/点数等	53.00	51.00	〃
M010-04	313037620	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（大白歯）	5	新又は現点数/点数等	372.00	370.00	〃
M010-04	313037720	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（金銀パラジウム合金（金12%以上））（小白歯・前歯）	5	新又は現点数/点数等	253.00	252.00	〃
M010-04	313037820	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（銀合金）（大白歯）	5	新又は現点数/点数等	24.00	23.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-04	313037920	根面被覆（1歯につき）（根面板によるもの）（銀合金）（小白歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	15.00	14.00	【令和5年10月診療分から適用】 令和5年8月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合）	5	新又は現点数／点数等	971.00	966.00	〃
M011-00	313014320	レジン前装金属冠（1歯につき）（銀合金を用いた場合）	5	新又は現点数／点数等	105.00	102.00	〃
M017-00	313015720	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯）））	5	新又は現点数／点数等	1254.00	1247.00	〃
M017-00	313015820	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯）））	5	新又は現点数／点数等	945.00	939.00	〃
M017-00	313015920	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（銀合金（大白歯・小白歯）））	5	新又は現点数／点数等	52.00	51.00	〃
M017-00	313016420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（前歯）））	5	新又は現点数／点数等	754.00	749.00	〃
M017-00	313016520	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（前歯）））	5	新又は現点数／点数等	67.00	65.00	〃
M017-00	313031920	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯）））	5	新又は現点数／点数等	945.00	939.00	〃
M017-00	313032020	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯）））	5	新又は現点数／点数等	1254.00	1247.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M017-00	313032120	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	67.00	65.00	【令和5年10月診療分から適用】 令和5年8月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M017-00	313032220	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（銀合金（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	67.00	65.00	〃
M020-00	313018420	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（双子鉤（大・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1491.00	1415.00	〃
M020-00	313018520	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（双子鉤（犬歯・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1213.00	1151.00	〃
M020-00	313018620	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1213.00	1151.00	〃
M020-00	313018720	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	932.00	884.00	〃
M020-00	313018820	鑄造鉤（1個につき）（14カラット金合金（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	新又は現点数/点数等	717.00	681.00	〃
M020-00	313018920	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（大・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	1003.00	997.00	〃
M020-00	313019020	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（犬歯・小臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	784.00	780.00	〃
M020-00	313019120	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（大臼歯）））	5	新又は現点数/点数等	688.00	684.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313019220	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（犬歯・小白歯）））	5	新又は現点数／点数等	599.00	595.00	【令和5年10月診療分から適用】 令和5年8月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
M020-00	313019320	鑄造鉤（１個につき）（金銀パラジウム合金（金１２％以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	新又は現点数／点数等	555.00	552.00	〃
M021-00	313019920	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（双子鉤））	5	新又は現点数／点数等	712.00	676.00	〃
M021-00	313020020	線鉤（１個につき）（１４カラット金合金（二腕鉤（レストつき）））	5	新又は現点数／点数等	550.00	523.00	〃
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	新又は現点数／点数等	278.00	276.00	〃
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（犬歯・小白歯））	5	新又は現点数／点数等	299.00	298.00	〃
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（１個につき）（鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金１２％以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大白歯））	5	新又は現点数／点数等	344.00	342.00	〃
M021-03	313038720	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（大白歯）	5	新又は現点数／点数等	688.00	684.00	〃
M021-03	313038820	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（金銀パラジウム合金（金１２％以上））（小白歯・前歯）	5	新又は現点数／点数等	504.00	501.00	〃
M021-03	313038920	磁性アタッチメント（１個につき）（キーパー付き根面板）（根面板の保険医療材料料（１歯につき））（銀合金）（大白歯）	5	新又は現点数／点数等	41.00	40.00	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M023-00	313020620	バー（1個につき）（鑄造バー（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	新又は現点数／点数等	1608.00	1598.00	【令和5年10月診療分から適用】 令和5年8月31日付け事務連絡「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更